

定例委員会会議録

委員長 本 橋 正 壽

委 員 岩 崎 典 子

委 員 浅 沼 敏 幸

委 員 中 村 映 子

1 日 時 令和4年12月9日（金） 午前10時00分

2 場 所 選挙管理委員会室

3 出 席 者 委員4名、係長2名、書記2名

4 議 案 (1) 公職選挙法等改正要望事項検討結果について

(2) 令和4年4月17日執行 練馬区長選挙および練馬区議会議員
補欠選挙における選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

(3) 2023年練馬区議会議員選挙における「手話」保障の充実
に関する陳情について

5 そ の 他 (1) 配付物について

・ 令和4年度 明るい選挙啓発ポスター作品展チラシ

(2) 日程について

(3) その他

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 公職選挙法等改正要望事項検討結果について

庶務係長より、世田谷区から提出された「選挙公報の配布未了を補完する規定を公職選挙法第 170 条第 1 項に設けることについて」の公職選挙法等改正要望事項について、練馬区として要望に賛同する旨の説明があり、可決された。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 令和 4 年 4 月 17 日執行 練馬区長選挙および練馬区議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

選挙係長より、令和 4 年 4 月 17 日に執行された練馬区長選挙および練馬区議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書要旨を公表し、また、委員会決定後に告示を行うことについて説明があり、可決された。

(質疑・応答)

委員：告示はいつから行うのか。

事務局：本日から 2 週間行う。なお、閲覧は 3 年間できる。

委員：収支報告書の内容に誤りがあった場合の責任の所在は。

事務局：候補者または、出納責任者の責任になる。

(3) 2023 年練馬区議会議員選挙における「手話」保障の充実に関する陳情について

選挙係長より、区民から提出された 2023 年練馬区議会議員選挙における「手

話」保障の充実に関する陳情について説明があった。

【陳情事項】

- 1 2023年4月の練馬区議会議員選挙において、候補者が使用する手話通訳者の報酬を公費負担の対象としてください。
 - 2 投票所における手話対応の体制を整えてください。
-

本陳情について、事務局内で回答を検討し、次回以降の委員会でお諮りする。

(質疑・応答)

委員：聴覚障害者が手話通訳者を同行させて投票することはできるのか。

事務局：投票所の投票管理者が認めればできる。

委員：他区において、投票所に手話通訳者を常駐させている事例はあるのか。

事務局：そのような事例は把握していない。他区においても多くはコミュニケーションボードや筆談器等で対応している。

委員：今まで当事者や団体からの苦情や要望はあるのか。

事務局：特にない。

委員：手話通訳者への報酬の支払いは公職選挙法でどのように規定されているのか。

事務局：公職選挙法第197条の2に、専ら手話通訳のために使用する者へ報酬を支給できる旨の記載がある。

事務局：公職選挙法に記載されている公費負担の対象になるものについて、限定列挙か例示列挙なのかは確認をしている。

委員：陳情事項の1について、選挙管理委員会には、予算の調整や執行、条例
